



2023年12月19日

各 位

会 社 名 株式会社プロレド・パートナーズ
(コード：7034 東証プライム)
代表者名 代表取締役 佐谷 進
問合せ先 執行役員 CFO 上戸 勇樹
(TEL. 03-6435-6581)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年1月23日開催予定の第16回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、過半数を社外取締役が占める監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、迅速かつ機動的な経営体制構築によりコーポレートガバナンス体制を一層充実させるため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 将来的な剰余金の配当等を見据えて機動的な資本政策および配当政策を図ることができるよう、会社法第459条第1項の規定に基づき剰余金の配当等の決定を取締役会決議により行うことを可能とするべく、変更案のとおり第38条（剰余金の配当等の決定機関）および第39条（剰余金の配当の基準日）を新設し、内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）、第43条（剰余金の配当）および第44条（中間配当）を削除するものであります。
- (3) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年1月23日（火）	（予定）
定款変更の効力発生日	2024年1月23日（火）	（予定）

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～4条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株式総会</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>3名以上10名以内とする。</u> (新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～4条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第10条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株式総会</p> <p>第11条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>6名以内とする。</u></p> <p><u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、</u></p>

<p>2 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</p> <p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。</p> <p>2 取締役会の決議をもって、取締役の中から会社を代表する取締役を定める。</p> <p>第23条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、また、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 決議について特別の利害関係がある取締役</p>	<p>その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p><u>3 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 代表取締役は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。</p> <p>2 取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から会社を代表する取締役を定める。</p> <p>第22条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、また、取締役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 決議について特別の利害関係がある取締役</p>
---	---

<p>は、議決権を行使することができない。</p> <p>3 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第26条～第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、退職慰労金その他職務執行の対価として当社から受け取る財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第30条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第31条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。</p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>は、議決権を行使することができない。</p> <p>3 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、<u>当該提案を可決する旨の取締役会の決議</u>があったものとみなす。</p> <p><u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第25条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬その他職務執行の対価として当社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>
---	--

<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。また監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の決議)</u></p> <p><u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第36条 監査役会の議事録については、その経過要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役監査規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第38条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第30条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、</u></p>

	<p><u>緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができ、また監査等委員全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>2 決議について特別の利害関係がある監査等委員は、議決権を行使することができない。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会の議事録については、その経過要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第40条～第42条</p>	<p>第35条～第37条</p>
<p>(条文省略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。</u></p>
	<p><u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。</u></p>
	<p><u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p><u>(剰余金の配当)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第43条 剰余金の配当は、毎年10月31日の最終株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。</u></p>	
<p><u>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を</u></p>	

<p style="text-align: center;"><u>することができる。</u></p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p><u>第44条</u> 当社は、取締役会の決議によって毎年4月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第45条 (条文省略)</p> <p>第8章 附則</p> <p>第46条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>第8章 附則</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第42条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役であった者の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
---	---

以 上